

# 東京未来大学学則

平成19年4月1日 制定

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、技能と心の調和を教育の基本の理念に掲げ、単に知識や技術を研究するに留まらず、心豊かな人間性を育む教育を併せて施し、真に社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、学校教育法第69条の3第2項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。

2 自己点検及び評価の実施については、別に定める。

(教育・研究の資質向上)

第2条の2 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研究を実施するものとする。

2 教育・研究の資質向上のための研修等の実施については、別に定める。

## 第2章 学部、学科の組織、収容定員

(学部・学科)

第3条 本学にこども心理学部こども心理学科をおく。

2 こども心理学科に次の専攻及び課程をおく。

- (1) こども心理専攻
- (2) こども保育・教育専攻
- (3) 通信教育課程

(定員及び教育研究上の目標)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科の名称	専攻・課程名	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号
こども心理学部 こども心理学科	こども心理専攻	80人	—	320人	学士(心理学)
	こども保育・教育 専攻	160人	—	640人	学士(保育・教育 学)
	通信教育課程	150人	150人	900人	学士 (こども心理学)
	計	390人	150人	1860人	

2 本学の学部・学科等における、人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目標は、次のとおりとする。

(1) こども心理専攻

子どもの「こころ」の発達過程とその特性に関する基礎理論、ならびに子どもの心理についての理解・把握に関する実践的手法について学び、最新のこども心理

に関する情報や理論実践的スキルを有した人材を養成する。

(2) こども保育・教育専攻

未来を担う子どもの健全な成長・発達に資する子育てに必要な、「高度な専門性を持った知識と技術」に「豊かな心」を持ち合わせた人材を養成する。

(3) 通信教育課程

子どもを囲む「環境」や「文化」について見地を深めることにより、子どもの健全な成長・発達に必要な環境条件についての理解を深め、社会で幅広く活躍できるような応用力を身につけた人材を養成する。

(通信教育課程の規程)

第5条 通信教育課程に係る規程は、別に定める。

### 第3章 教職員の組織

(学長)

第6条 本学に学長をおく。

2 学長は、本学を統括し、これを代表する。

(副学長)

第7条 本学に副学長をおくことができる。

(学部長・学科長)

第8条 本学に学部長をおく。

2 学部長は、学部を代表し、その学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 学部長に事故があるとき、学部において選出され、学長の同意を得た者がその職務を代行する。

4 学部長のもとに学科長をおくことができる。

(図書館)

第9条 本学に図書館長をおく。

(事務局)

第10条 本学に事務局長をおく。

(教職員)

第11条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員をおく。

### 第4章 教授会

(教授会)

第12条 本学に教授会をおく。

(教授会の構成)

第13条 教授会は、学長、副学長、学部長、事務局長及び本学の全専任教員をもって構成する。

(教授会の招集・運営)

第14条 教授会は学長が召集する。

(教授会の審議事項)

第 15 条 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 学則及び規程に関する事項
- (2) 学生の教育に関する事項
- (3) 教員の研究に関する事項
- (4) 授業・試験の実施等教務に関する事項
- (5) 学生の入学・休学・退学・除籍及び卒業に関する事項
- (6) 学生の厚生・補導及び賞罰に関する事項
- (7) その他学部及び各種委員会等の連絡調整に関する事項

#### 第 5 章 委員会

(各種委員会)

第 16 条 本学に、必要に応じて常置の委員会又は臨時の委員会をおく。

(委員会の運営)

第 17 条 各種委員会については、別に定める。

#### 第 6 章 学年・学期及び休業日

(学期)

第 18 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 前項の学年を次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(授業期間)

第 19 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、原則として 35 週とする。

(休業日)

第 20 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 学園創立記念日 (6 月 10 日)
- (3) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する日
- (4) 夏期休業 (8 月 12 日より 9 月 30 日まで)
- (5) 冬期休業 (12 月 25 日より 1 月 8 日まで)
- (6) 春期休業 (3 月 16 日より 3 月 31 日まで)

2 必要がある場合、学長は休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

#### 第 7 章 修業年限

(修業年限)

第 21 条 本学の修業年限は 4 年とする。

2 修業年限を第 1 学年から第 4 学年までに分ける。

3 在学期間は、8 年を超えることはできない。

(単位認定する場合の修業年限)

第 22 条 本学の第 1 年次に入学した者が、他の大学又は短期大学等 (外国の大学又

は短期大学を含む)において修得した単位については、教育上有益と認められる場合は、別に定めるところにより卒業の要件となる単位として認定することができる。ただし、修業年限は短縮しない。

#### 第8章 入学・再入学・編入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第24条 本学に入学することができる資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常以外の課程により前号(2)に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学志願)

第25条 入学志願者は、入学願書等本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学合否の判定)

第26条 入学志願者の合否の判定は、前条の書類及び検定により、入試委員会において行う。

(入学手続き・保証人)

第27条 前条により合格とされた者は、保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、父母あるいは親族であって独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限る。
- 3 保証人は、当該学生在学中は本人に係る一切の事柄について、連帯責任を負わなければならない。
- 4 保証人に転居、転籍、改印等があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。
- 5 保証人がその資格を失ったときはあらためて誓約書を提出しなければならない。

(入学許可)

第28条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

- 2 入学を許可され、所定の手続きを終えた者には学生証を交付する。
- 3 前項の学生証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(再入学・編入学)

第 29 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、編入学を許可することができる。これについては、別に定める。

- (1) 本学を卒業した者で、他の専攻に入学を志願する者
- (2) 本学を退学した者で、再入学を志願する者
- (3) 他の大学（外国の大学を含む）を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (4) 短期大学（外国の短期大学を含む）、高等専門学校（外国の高等専門学校を含む）、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること及び当該課程の修了に必要な総授業数が1700時間以上であること）を修了した者で、本学に入学を志願する者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者で、本学に入学を志願する者

#### 第9章 授業科目、単位

(授業科目の区分)

第 30 条 授業科目は、一般教育科目（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、コミュニケーション科目群）及び専門教育科目（基礎科目、基幹科目、展開科目、卒業研究科目）とする。

- 2 こども心理専攻及びこども保育・教育専攻における授業科目の名称及び単位数は、それぞれ別表第1-1及び別表第1-2に定める。

(単位数の基準)

第 31 条 1科目に対する課程を修了した学生には単位を与える。各科目に対する単位数は次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(科目配当)

第 32 条 毎年度における科目の配当、授業時間及び授業担当者は学長がこれを定め

る。

2 毎学年の始めにその年度の開設科目を発表する。

#### 第 10 章 履修登録、単位認定、卒業単位数

(履修登録)

第 33 条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

2 1 学期間に履修する授業科目として登録することができる単位数は 32 単位を上限とする。

(単位の認定方法)

第 34 条 授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技並びに実習、演習等については平素の成績のみによって認定することができる。

(単位認定の時期)

第 35 条 単位認定の時期は、学期末又は学年度末とする。

(成績評価)

第 36 条 科目修得試験、最終試験、学科実地研修及び卒業論文の成績は、A、B、C、D の 4 段階の評価をもって表し、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。

2 前項の評価の基準は、次のとおりとする。

評価	得点数
A	100点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点以下

3 本学は、学生に対して授業の方法及び内容ならびに授業計画をあらかじめ明示し、成績評価の認定に関して当該基準にしたがって適切におこなうものとする。

(進級要件・卒業要件)

第 37 条 進級及び卒業基準単位数は、別表第 2-1 及び別表第 2-2 のとおりとする。

#### 第 11 章 休学・復学・留学・退学・除籍・転学

(休学)

第 38 条 病気その他やむを得ない事由により 3 ヶ月以上欠席する場合は、学期を単位として、保証人連署の届け出により、休学することができる。

2 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により 1 ヶ年に限り延長を認めることがある。

3 休学期間は、通算して 4 ヶ年、科目等履修生の場合、通算して 1 ヶ年を超えることはできない。

(復学)

第 39 条 休学期間中は、届け出により学期の始めに限り、復学することができる。

(留学)

第 40 条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修学年限に算入することができる。

3 第1項により修得した単位は、教授会の議に基づき、卒業の要件になる単位として認定することができる。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、保証人連署の上、届け出なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経て除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 在学年限を超えた者
- (3) 休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 履修登録を怠り、督促してもなお登録しない者

2 死亡届け出のあった学生については、学長が除籍する。

(転学)

第43条 他の大学に入学又は転学を志望する者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。

## 第12章 卒業

(卒業認定)

第44条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者は卒業することを認め、卒業証書・学位記を授与する。

2 こども心理専攻を卒業した者には学士(心理学)、こども保育・教育専攻を卒業した者には学士(保育・教育学)の学位を授与する。

(卒業の時期)

第45条 学生を卒業させる時期は、各学期末とし、卒業日を次のとおりとする。

- (1) 春学期 9月20日
- (2) 秋学期 3月20日

## 第13章 資格

(取得資格)

第46条 本学において取得できる資格は、次のとおりである。

- (1) 認定心理士資格
- (2) 幼稚園教諭一種免許状
- (3) 保育士資格
- (4) 小学校教諭一種免許状

2 前項の各資格にかかわる規程については、別に定める。

## 第14章 賞罰

(表彰)

第47条 人物、学業が優秀な者又は学生の模範として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第48条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

#### 第 15 章 科目等履修生及び委託生

(科目等履修生)

第 49 条 本学の学生以外の者で、一科目又は数科目の聴講を選び受講を志望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可することができる。

(委託生)

第 50 条 公共団体その他の団体から本学に研修を委託された者があるときは、これを委託研修生として受講を許可することができる。

#### 第 16 章 学費等

(入学検定料)

第 51 条 入学志願者は、入学願書提出の際、別表第 3 に定める入学検定料を納付しなければならない。

(納付金の納付・分納)

第 52 条 入学を許可された者は、所定の期日までに別表第 4 に定める入学金、授業料並びに施設設備費等納付金を納付しなければならない。ただし、別に定める学費等納入規程により許可された者の授業料は分納することができる。

2 在學生は、別表第 4 に定める入学金を除く学費を毎年度所定の期日までに納入しなければならない。ただし、別に定める学費等納入規程によりこれを分納することができる。

3 授業料のほかに実験実習費等の費用を徴収することがある。

(編入学者等への適用)

第 53 条 第 29 条に規定する者についても、前 2 条の規定を適用する。

(納付金の納付・減免)

第 54 条 休学又は停学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、授業料に限り、これを減免することができる。

(退学者等の納付金納付義務)

第 55 条 春学期又は秋学期の中途において、第 41 条の規定によって退学した者又は第 42 条第 1 項の規定により除籍処分となった者若しくは第 48 条第 3 項の規定によって退学の処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

(既納の学費)

第 56 条 既納の学費は、原則としてこれを返還しない。

2 前項にかかわらず、入学辞退による返還については別に定めるところによる。



## 第 17 章 正課外講座等

(正課外講座)

第 57 条 社会人等の教養と文化の向上に資するため、オープンカレッジ講座等の正課外講座を開設することができる。

## 第 18 章 図書館

(図書館)

第 58 条 本学に図書館を設ける。

2 図書館は、図書・文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧・利用に供する。

## 第 19 章 保健

(保健室)

第 59 条 本学に、教職員及び学生の健康を管理するため、保健室を設ける。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

＜こども心理専攻 授業科目の名称及び単位数＞

一般教育科目（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、コミュニケーション科目群）

**教養科目群**

人間存在論（2）

現代社会と倫理（2）

芸術と人間（2）

国語表現（2）

言語と文化（2）

脳科学論（2）

宇宙科学（2）

生命科学（2）

環境科学（2）

バイオの科学（2）

法学（憲法を含む）（2）

消費経済論（2）

グローバル・メディア論（2）

グローバル化と地域社会（2）

国際社会と日本（2）

**スポーツ科目群**

レクリエーション論（2）

健康・スポーツ論（2）

体育実技A（1）

体育実技B（1）

**情報処理科目群**

情報処理基礎（機器操作を含む）（2）

情報処理演習Ⅰ（2）

情報処理演習Ⅱ（2）

**コミュニケーション科目群**

英語Ⅰ（2）

英語Ⅱ（2）

英語コミュニケーションⅠ（2）

英語コミュニケーションⅡ（2）

リスニング（2）

中国語（2）

プレゼンテーションⅠ（2）

プレゼンテーションⅡ（2）

**専門教育科目**（基礎科目、基幹科目、展開科目子どもの心理科目、展開科目  
子どもの保育・教育科目群、卒業研究科目）

**基礎科目**

子ども学（２）  
こころの形成（２）  
こころの理解（２）  
乳幼児心理学（２）  
子ども臨床心理学（２）  
子どもの心理学（総論）（２）

**基幹科目**

教育心理学（２）  
青年心理学（２）  
教育学概論（２）  
パーソナリティの心理（２）  
カウンセリング論（２）  
生涯発達心理学（２）  
子ども心理学研究法（２）  
心理学実験法（２）  
心理統計法Ⅰ（２）  
心理・教育アセスメントⅠ（２）  
保育原理Ⅰ（２）

**展開科目**

**子どもの心理科目群**

子どもの認知と記憶（２）  
子どもの学習と思考（２）  
子どもの感情と行動（２）  
生理心理学Ⅰ（２）  
生理心理学Ⅱ（２）  
比較行動学（２）  
発達の課題と障害（２）  
障害児心理学（２）  
精神保健学（２）  
心身医学（２）  
心理療法Ⅰ（２）  
心理療法Ⅱ（２）  
言語心理学（２）  
家族の心理学（２）  
親子関係の心理学（２）  
集団の心理（２）

学校教育カンファレンス (2)  
子育てカンファレンス (2)  
子育て国際比較論 (2)  
子どものマーケット調査論 (2)  
子どもの商品学 (2)  
子ども文化 (2)  
子どもとメディア (2)  
対人コミュニケーション論 (2)  
対人コミュニケーションスキル (2)  
少年非行の心理 (2)  
犯罪の心理 (2)  
矯正心理学 (2)  
心理統計法Ⅱ (2)  
心理学基礎実験 (2)  
心理・教育アセスメントⅡ (2)  
**子どもの保育・教育科目群**  
現代教師論 (2)  
比較教育制度論 (2)  
子ども教育課程論 (2)  
道徳教育 (2)  
教育の方法と技術 (2)  
幼児理解と保育相談 (2)  
子ども福祉 (2)  
社会福祉 (2)  
国際社会の福祉 (2)  
保育原理Ⅱ (2)  
養護原理 (2)  
小児保健Ⅰ (2)  
家族援助論 (2)  
**卒業研究科目**  
こども心理演習Ⅰ (2)  
こども心理演習Ⅱ (2)  
卒業研究・卒業論文 (4)

別表第 1－2

<こども保育・教育専攻授業科目の名称及び単位数>

一般教育科目（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、コミュニケーション科目群）

**教養科目群**

人間存在論（２）  
現代社会と倫理（２）  
芸術と人間（２）  
国語表現（２）  
言語と文化（２）  
脳科学論（２）  
宇宙科学（２）  
生命科学（２）  
環境科学（２）  
バイオの科学（２）  
法学（憲法を含む）（２）  
消費経済論（２）  
グローバル・メディア論（２）  
グローバル化と地域社会（２）  
国際社会と日本（２）

**スポーツ科目群**

レクリエーション論（２）  
健康・スポーツ論（２）  
体育実技 A（１）  
体育実技 B（１）

**情報処理科目群**

情報処理基礎（機器操作を含む）（２）  
情報処理演習 I（２）  
情報処理演習 II（２）

**コミュニケーション科目群**

英語 I（２）  
英語 II（２）  
英語コミュニケーション I（２）  
英語コミュニケーション II（２）  
リスニング（２）  
中国語（２）  
プレゼンテーション I（２）  
プレゼンテーション II（２）

**専門教育科目**（基礎科目、基幹科目、展開科目子どもの保育・教育科目群、  
展開科目子どもの心理科目群、卒業研究科目）

**基礎科目**

子ども学（２）  
こころの形成（２）  
こころの理解（２）  
乳幼児心理学（２）  
子ども臨床心理学（２）  
子どもの心理学（総論）（２）

**基幹科目**

教育心理学（２）  
青年心理学（２）  
教育学概論（２）  
パーソナリティの心理（２）  
カウンセリング論（２）  
生涯発達心理学（２）  
子ども心理学研究法（２）  
心理学実験法（２）  
心理統計法Ⅰ（２）  
心理・教育アセスメントⅠ（２）  
保育原理Ⅰ（２）

**展開科目**

**子どもの保育・教育科目群**

国語（２）  
算数（２）  
生活（２）  
社会（２）  
理科（２）  
家庭（２）  
子ども音楽（２）  
子ども美術（２）  
子ども体育（２）  
音楽実技ⅠA（１）  
音楽実技ⅠB（１）  
音楽実技ⅡA（１）  
音楽実技ⅡB（１）  
音楽実技ⅢA（１）  
音楽実技ⅢB（１）  
現代教師論（２）

比較教育制度論（２）  
子ども教育課程論（２）  
人間関係指導法（２）  
健康指導法（２）  
環境指導法（２）  
言葉指導法（２）  
造形表現指導法（２）  
音楽表現指導法（２）  
英語指導法（２）  
保育内容総論（保育指導法）（２）  
初等国語科教育法（２）  
初等社会科教育法（２）  
初等算数科教育法（２）  
初等理科教育法（２）  
初等生活科教育法（２）  
初等音楽科教育法（２）  
初等図画工作科教育法（２）  
初等家庭科教育法（２）  
初等体育科教育法（２）  
道徳教育（２）  
特別活動（２）  
生徒・進路指導（２）  
教育相談（２）  
教育の方法と技術（２）  
幼児理解と保育相談（２）  
保育・教職実践演習(幼・小)（２）  
子ども福祉（２）  
社会福祉（２）  
社会福祉援助技術（２）  
国際社会の福祉（２）  
保育原理Ⅱ（２）  
養護原理（２）  
小児保健Ⅰ（２）  
小児保健Ⅱ（２）  
小児保健実習（１）  
小児栄養（２）  
家族援助論（２）  
乳児保育（２）  
障害児保育（１）



養護内容（１）  
在宅保育研究（２）  
レクリエーション援助技術（２）  
教育実習指導（事前・事後）（幼）（１）  
教育実習指導（事前・事後）（小）（１）  
教育実習Ⅰ（幼）（２）  
教育実習Ⅱ（幼）（２）  
教育実習Ⅰ（小）（２）  
教育実習Ⅱ（小）（２）  
保育実習指導Ａ（事前・事後）（１）  
保育実習ⅠＡ（２）  
保育実習指導Ｂ（事前・事後）（１）  
保育実習ⅠＢ（２）  
保育実習Ⅱ（２）  
保育実習Ⅲ（２）  
**子どもの心理科目群**  
子どもの認知と記憶（２）  
子どもの学習と思考（２）  
子どもの感情と行動（２）  
生理心理学Ⅰ（２）  
生理心理学Ⅱ（２）  
比較行動学（２）  
障害児心理学（２）  
精神保健学（２）  
心身医学（２）  
心理療法Ⅰ（２）  
言語心理学（２）  
家族の心理学（２）  
親子関係の心理学（２）  
対人コミュニケーション論（２）  
少年非行の心理（２）  
犯罪の心理（２）  
矯正心理学（２）  
心理学基礎実験（２）  
**卒業研究科目群**  
こども保育・教育演習Ⅰ（２）  
こども保育・教育演習Ⅱ（２）  
卒業研究・卒業論文（４）

## 別表第2—1

## 東京未来大学こども心理学部こども心理学科

## こども心理専攻 進級・卒業要件

## 進級要件

科目区分	3年次への進級要件		4年次への進級要件	
	一般教育科目	必修科目	10 単位以上	必修科目
小計		24 単位以上	小計	28 単位以上
専門教育科目	必修科目	20 単位以上	必修科目	24 単位以上
	小計	42 単位以上	小計	74 単位以上
合計	66 単位以上		102 単位以上	

## 卒業要件

科目区分	卒業要件単位					
	必修	選択	自由	小計		
一般教育科目	教養科目群	2	10	4	32 単位以上	
	スポーツ科目群	0	2			
	情報処理科目群	2	0			
	コミュニケーション科目群	10	2			
専門教育科目	基礎科目	12	0	6	92 単位以上	
	基幹科目	12	2			
	科目展開	子ども心理科目群	4			42
		子ども保育・教育科目	0			6
	卒業研究科目	8	0			
合計	50 単位	64 単位	10 単位	124 単位		

備考（科目名称については学則別表第1-1 こども心理専攻を参照のこと）

1. 教養科目群については、[人間性の理解][先端科学と人間][国際社会と人間]の3領域からそれぞれ4単位以上を

選択必修とする。ただし、「人間性の理解」の内[国語表現]は必修とする。

2. スポーツ科目群については、2単位以上を選択必修とする。

3. 情報処理科目群については、「情報処理基礎（機器操作を含む）」を必修とする。

4. コミュニケーション科目群については、[外国語]から「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」

を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。また、[表現力]の2科目についてはすべて必修とする。

5. 一般教育科目については、合計32単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

6. 基礎科目については、6科目すべてを必修とする。

7. 基幹科目については、「教育心理学」「カウンセリング論」「子ども心理学研究法」「心理学実験法」「心理統計法Ⅰ」

「心理・教育アセスメントⅠ」を必修とし、合計14単位以上を選択必修とする。

8. 展開科目の子ども心理科目群については、4単位を必修、42単位以上を選択必修とする。

9. 展開科目の子ども保育・教育科目群については、6単位を選択必修とし、これを卒業要件に含む。

10. 卒業研究科目については、3科目すべてを必修とする。

11. 専門教育科目については、合計で92単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

12. 総計で、こども心理専攻の卒業要件を124単位以上とする。

## 別表第2-2

### 東京未来大学こども心理学部こども心理学科 こども保育・教育専攻 進級・卒業要件

#### 進級要件

科目区分	3年次への進級要件		4年次への進級要件	
	一般教育科目	必修科目	10単位以上	必修科目
小計		24単位以上	小計	28単位以上
専門教育科目	必修科目	28単位以上	必修科目	30単位以上
	小計	42単位以上	小計	74単位以上
合計	66単位以上		102単位以上	

#### 卒業要件

科目区分		卒業要件単位				
		必修	選択	自由	小計	
一般教育科目	教養科目群	2	10	3	32単位以上	
	スポーツ科目群	3	0			
	情報処理科目群	2	0			
	コミュニケーション科目群	10	2			
専門教育科目	基礎科目	12	0	0	93単位以上	
	基幹科目	8	2			
	科目展開	子ども心理科目群	0			6
		子ども保育・教育科目	22			35
	卒業研究科目	8	0			
合計		67単位	55単位	3単位	125単位	

備考（科目名称については学則別表第1-2 こども保育・教育専攻を参照のこと）

1. 教養科目群については、[人間性の理解][先端科学と人間][国際社会と人間]の3領域からそれぞれ4単位以上を

選択必修とする。ただし、「人間性の理解」の内[国語表現]は必修とする。

2. スポーツ科目群については、[レクリエーション論][体育実技Ⅰ]の3単位を必修とする。

3. 情報処理科目群については、「情報処理基礎（機器操作を含む）」を必修とする。

4. コミュニケーション科目群については、[外国語]から「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」

を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。また、[表現力]の2科目についてはすべて必修とする。

5. 一般教育科目については、合計 32 単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
6. 基礎科目については、6 科目すべてを必修とする。
7. 基幹科目については、「教育心理学」「カウンセリング論」「教育学概論」「保育原理Ⅰ」を必修とし、  
合計 10 単位以上を選択必修とする。
8. 展開科目の子ども心理科目群については、6 単位を選択必修とし、これを卒業要件に含む。
9. 展開科目の子ども保育・教育科目群については、12 科目 22 単位の必修科目を含み合計 57 単位以上を選択必修とする。
10. 卒業研究科目については、3 科目すべてを必修とする。
11. 専門教育科目については、合計で 93 単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
12. 総計で、こども心理専攻の卒業要件を 125 単位以上とする。

別表第3

東京未来大学こども心理学部こども心理学科  
こども心理専攻・こども保育・教育専攻 入学検定料

単位：円

種 別	金 額	備 考
入学検定料	30,000	編入学・再入学も同額

別表第4

東京未来大学こども心理学部こども心理学科  
こども心理専攻・こども保育・教育専攻 学費等納付金

単位：円

学費等科目	初年度納入額	2年次以降納入額
入学金	300,000	—
春学期分授業料	370,000	370,000
施設設備費	230,000	230,000
春学期納付金合計	900,000	600,000
秋学期分授業料	370,000	370,000
秋学期納付金合計	370,000	370,000
年間納付金合計	1,270,000	970,000

<備考>

編入学及び再入学の場合も本表を適用する。